平成２４年（フ）第９２号
鳥取県米子市長砂町497番地長谷川方
債務者　足羽　秀範
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第９０号
愛媛県四国中央市三島金子２丁目３番７号
債務者　毛利　浜子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９３号
愛媛県新居浜市大生院731番地の11
債務者　藤田　祐子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９７号
愛媛県西条市飯岡2565番地11、前住所福岡県柳川市本町29番地40
債務者　髙橋由香理
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１００号
愛媛県新居浜市若水町２丁目３番143号、前住所愛媛県松山市山越４丁目２番６号　ウエストレジデンス大和605号
債務者　泉　　麻未（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１１８号
福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋1095番地１コータ・コートイデＣ―202
債務者　中牟田泰希
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１６２号
福岡県久留米市白山町438番地３
債務者　中島　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１９４号
宮崎市大塚町弥堂ノ窪5399番地
債務者　佐藤　　定
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９５号
宮崎市神宮東１丁目１番29号　サンコート神宮東706号
債務者　長友　有沙（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７６号
岩手県一関市萩荘字谷起島南方６番地５　１号、旧住所岩手県一関市萩荘字川崎94番地アークハウス沢403
債務者　川井　　章
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８４号
盛岡市西見前15地割176番地10、旧住所盛岡市川目町16番５号
債務者　鈴木　啓子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８５号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第21地割133番地１
債務者　松原茂子こと　崔　　茂子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８７号
岩手県北上市上野町２丁目23番18号　コーポアジアンタム103号、旧住所岩手県北上市川岸４丁目１番５号　アーヴェイン川岸205号
債務者　千葉　直美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３３号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富5966番地３
債務者　藤平　　洸
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３７号
長野県伊那市高遠町山室3144番地
債務者　大塚　礼子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３８号
長野県伊那市上牧6481番地３　グッドフォレストＢ号
債務者　杉本さゆりこと　スギモト　ウィライラック
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
長野地方裁判所伊那支部